

静岡県労働委員会告示第1号

令和6年6月26日、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定した。

なお、令和5年静岡県労働委員会告示第3号は、廃止する。

令和6年7月5日

静岡県労働委員会会長 宮田逸江

1 地方公営企業の名称

静岡市上下水道局

2 組合の名称又は表示

静岡市上下水道局の職員が結成し、又は加入する労働組合

3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
上下水道局	局長、局次長、部長、参与、課長、水道事務所長、下水道事務所長、担当課長、参事
経営管理部	主幹
上下水道総務課	課長補佐 総務・調整係の係長、副主幹、主査 人材・厚生係の係長、副主幹、主査
上下水道経営企画課	課長補佐 経営戦略係の係長、副主幹、主査
上下水道経理課	課長補佐 水道経理係の係長、副主幹、主査 下水道経理係の係長、副主幹、主査